

保 育 課

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について

「児童福祉法」の一部改正により、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されたことに伴い、規定を整備します。

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正により、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されたことに伴い、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

3 施行期日

公布の日